

平成25年度第1回千葉市消費生活審議会議事録

1 日 時 平成25年7月29日（月） 午前10時～

2 場 所 暮らしのプラザ 3階 研修講義室

3 出席者 《委員》

伊東達也委員、小賀野晶一委員、中澤小百合委員、浅間宇多子委員

伊藤久恵委員、仙波慶子委員、興津俊雄委員、北山洋一委員、

加藤悦子委員

（欠席者：飯森幸弘委員、久保桂子委員、陶山嘉代委員、高野喜久雄委員、長島勝平委員）

《事務局》

小池生活文化スポーツ部長、深堀消費生活センター所長、

大八木所長補佐、田中消費生活班主任査、平岡相談啓発班主任査、

宮本計量検査班主任査

4 議 題

（1）千葉市消費生活条例及び同施行規則の一部改正について（諮問）

（2）条例等改正検討部会の設置及び部会長の選任について

5 報告事項

（1）第2次千葉市消費生活基本計画に基づく平成24年度事業実績について

（2）第2次千葉市消費生活基本計画に基づく平成25年度実施予定について

（3）平成24年度消費生活相談の概要について

6 そ の 他

・平成25年度主要事業（消費生活センター）について

7 議事の概要

（1）千葉市消費生活条例及び同施行規則の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律の一部改正に伴う千葉市消費生活条例及び同施行規則の改正について、諮問が行われた。

（2）条例等改正検討部会の設置及び部会長の選任について

条例等改正検討部会委員に、伊東達也委員、小賀野晶一委員、陶山嘉代委員、伊藤久恵委員、北山洋一委員の5人が選任され、相互互選により条例等改正検討部会長に小賀野晶一委員が選任された。

（3）報告事項

①第2次千葉市消費生活基本計画に基づく平成24年度事業実績について

第2次千葉市消費生活基本計画に基づき平成24年度に各所管部局にて実施した施策及び各項目の評価について、配布資料に基づき事務局から説明後、質疑応答がなされた。

②第2次千葉市消費生活基本計画に基づく平成25年度実施予定について

第2次千葉市消費生活基本計画に基づく平成25年度に各所管部局にて実施予定の施策について、配布資料に基づき事務局から説明後、質疑応答がなされた。

③平成24年度消費生活相談の概要について

平成24年度の本市の消費生活相談の概要について、配布資料に基づき事務局から説明がなされた。

8 会議経過

- ・会議は公開。(傍聴人：0人)
- ・委員14人のうち9人出席により審議会は成立。

議題(1) 千葉市消費生活条例及び同施行規則の一部改正について(諮問)

(議長)

議題1「千葉市消費生活条例及び同施行規則の一部改正について(諮問)」について事務局より説明をお願いします。

(生活文化スポーツ部長)

<諮問書を朗読>

千葉市消費生活審議会 会長 小賀野晶一 様

千葉市長 熊谷俊人

千葉市消費生活条例及び同施行規則の一部改正について(諮問)

不適正な取引行為の変更にあたり、千葉市消費生活条例第18条第2項(平成18年千葉市条例第10号)の規定に基づき審議会の御意見をいただきたく、ここに諮問いたします。

<諮問書を手渡し>

<諮問書(写)を各委員に配布>

(議長)

ただいま、諮問書をお受けしました。委員の皆さんのお手元にも事務局より写しを配布していただきました。

本審議会では部会を設置し、条例等の改正に関する検討を進めていきたいと思っております。

諮問の内容について、事務局より説明願います。

(事務局)

諮問書の趣旨についてご説明します。

前回3月25日に開催した審議会においてご説明したとおり、強引な訪問購入に関する被害を防ぐため、特定商取引に関する法律が一部改正され、平成25年2月21日に施行されております。

本市においても訪問購入に関する相談が寄せられておりまして、現行の「不適正な取引行為」に関する規定の中では対応が困難であるため、条例等の改正について部会にてご検

討いただき、12月までに答申をお願いするものであります。よろしくお願いします。

(議長)

議題1について、何か御意見等ございますか。

<質疑・意見なし>

議題(2) 条例等改正検討部会の設置及び部会長の選任について

(議長)

それでは、議題2「条例等改正検討部会の設置及び部会長の選任について」に移りたいと思います。人選について事務局に案がありましたら配布して説明願います。

<部会(案)配布>

(事務局)

部会(案)をお示しします。学識経験者から伊東達也委員、小賀野晶一委員、陶山嘉代委員、消費者代表から伊藤久恵委員、事業者代表として北山洋一委員にお願いしたいと思っています。

新たに設置をお願いする条例等改正検討部会については、条例全体として買取型消費者取引を行う事業者への適用対象拡大を図るものであり、大幅な改正を予定していないこと、部会設置理由が条例等改正のためであり、専門的知識が必要であること等を鑑み、委員を5名とし、学識経験者3名、消費者・事業者から各1名ずつお願いしたいと思っています。

また、部会長については、小賀野委員にお願いしたいと思っています。

なお、第1回部会については8月下旬を予定しております。

(議長)

部会の委員については、事務局の提案でよろしいでしょうか

<異議なし>

(議長)

事務局からご提案がありましたが、部会長については委員の互選で定めることが決められています。特にご意見がなければ私が部会長を務めますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

(議長)

微力ですがよろしくお願いします。

(事務局)

なお、部会の委員に決定した陶山委員については、事務局から連絡させていただきます。

(議長)

それでは、議題1、議題2については検討を終わらせていただきます。

報告事項（１）第２次千葉市消費生活基本計画に基づく平成２４年度事業実績について

（議長）

報告事項（１）について事務局より説明をお願いします。

（事務局）

＜資料１、２を基に第２次千葉市消費生活基本計画の概要及び「基本的方向１ 消費生活の安全・安心の確保」について説明＞

（議長）

何かご意見、ご質問はありますか。

（委員）

評価方法についてご質問します。

各施策の評価は数値目標の達成状況等により、判断をしているのでしょうか。

（事務局）

施策によって数値目標を定めているものと定めていないものがありますが、評価方法としては、「平成２４年度実施予定」に記載されている内容の達成状況により各所管課が評価をしています。

なお、実施予定通りに達成できた施策についてはa評価となります。

（議長）

基本的方向２について事務局より説明をお願いします。

（事務局）

＜（基本的方向２ 消費者被害の防止及び救済）について説明＞

（議長）

多重債務者について、現状はどのようになっているか。学識経験者の委員から現状について、一般的な内容をお願いします。

（委員）

多重債務相談件数・多重債務者数とも全国的に減少傾向にあります。多重債務者は多く存在しているが、行政や弁護士会への相談にたどりつかないケースも多いと思われます。

（委員）

平成２４年１０月からインターネット相談を実施しているが、相談状況はどうなっていますか。

（事務局）

最初のうちは周知が徹底していないせいか、相談件数は多くありませんでした。若者がインターネット相談を利用することを想定したため、高校・大学に啓発に訪れた時に合わせてチラシ等を配布し、周知を行いました。また、日中に相談できない市民もいることから、相談員の出張講座等あらゆる機会を利用し周知を行いました。

（委員）

団塊の世代の中でパソコンを使用できる方も多くなっているため、高齢者に対してのイ

ンターネット相談についても周知をお願いします。

（議長）

基本的方向 3 について事務局より説明をお願いします。

（事務局）

＜（基本的方向 3 消費者の年齢その他の特性に対する配慮）について説明＞

（議長）

成年後見制度は社会の関心が高まっています。財産に関すること以外にもさまざまな論点があります。ご意見はありますか。

（委員）

高齢者向けのくらしの巡回講座の受講者数が 660 人から 2,008 人に増加している。増加している理由についてご教示願いたい。

（事務局）

平成 24 年度は積極的に自治会や民生委員の会議、社会福祉協議会の区事務所など地域に出向いて周知・啓発活動を行い、講座を実施しました。その働きかけの結果受講者の増加につながったものと思われます。

（委員）

高齢者の受講者数が増加している一方、学校での暮らしの巡回講座受講者数が少ないようだが。

（事務局）

計画策定時と平成 24 年度で状況が変化しています。現在は、消費者教育は学習指導要領により家庭科・社会科の対象となり、教育委員会でも対応することになったため、くらしの巡回講座ではなく、教員への研修等を強化し、学校と連携することで学校における消費者教育の推進に努めています。

（委員）

大学生は消費生活の情報に触れる機会がないことから、学習機会の拡充は有効であると思われます。また、県内から通学している学生については、実家で生活しているものもあり、学校で学んだことを同居の家族に伝えるなど波及効果も期待できます。

（議長）

大学での巡回講座は、学生にとって役立つものと思います。また、市が積極的に現場に赴くことについては評価したいと思います。ドイツでも成年後見の審査について裁判官が積極的に現場で調査を行うといった事例があります。

（議長）

基本的方向 4 について事務局より説明をお願いします。

（事務局）

＜（基本的方向 4 消費者の自立支援）について説明＞

（議長）

企業との連携について、事業者の立場から委員のご意見をお願いします。

（委員）

千葉商工会議所では、直接的な連携はないものの、月刊誌「夢シティちば」の発行や業種別の部会活動において情報提供を行っています。

（委員）

千葉県中小企業団体中央会では全県下約800の組合員に対し情報誌で情報提供を行っています。千葉市からの情報提供があれば、消費生活に関して情報誌に掲載したいと考えます。

（委員）

ちばルール協力店については、店頭に表示はされていますか。

（事務局）

協定を締結した事業者にはステッカーが配布されており、店舗に張られています。現在、56の事業者と協定を締結しています。

（事務局）

今後は庁内所管課が集まって開催される消費生活推進会議をさらに活用し連携を強めることで、市民への情報提供を行っていきたいと考えております。また、事業者からの研修依頼については、消費者の情報を事業者に伝えるとともに、新入社員研修等で若者に対する啓発という意味もあることから、積極的に対応していきたいと思います。

（議長）

基本的方向5及び事業実績全体の評価について事務局より説明をお願いします。

（事務局）

<参考1、2を基に（基本的方向5 複雑・多様化する社会への対応）及び事業実績全体の評価について説明>

（議長）

基本的方向5及び事業実績全体の評価についてご意見・ご質問はありますか。

（委員）

ちばルールと関連して、環境のことをお話させていただくと、千葉市では町内自治会連絡協議会の地区協議会ごとに廃棄物適正化推進員が配置されています。

ゴミステーションへの不法投棄などにも気を配っており、一定の成果がでているようです。

（事務局）

2月に家庭ごみ手数料徴収制度が始まることにより、不法投棄の増加が予想されます。

千葉市としても大きな課題として受け止めており、監視のための予算措置、周知を実施しています。

（議長）

ちばルールの充実や周知は必要と思われます。消費者代表の委員から意見はありませんか。

（委員）

ゴミの減量に対する市の姿勢について、若い主婦層と話をする機会があったが、厳しい姿勢についてはこれからの社会を考えていることであり、望ましいという意見が多く、安心しました。

（委員）

環境保全課では各区で環境教育を実施しており発表会を行っているとのことだが、環境フェスティバルなどでも子供たちが発表する機会があれば、父兄も参加し、参加者増につながると思います。

（事務局）

ご意見については消費生活推進会議等で所管課にお伝えします。

（委員）

インターネット取引のトラブルについて消費生活センターがスマートフォンの基礎講座を実施したとのことだが、インターネット取引は若年層に多いため、このような講座は子供たちに対する学習に盛り込む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

（事務局）

インターネット取引については相談も多いことから、学校での啓発を行う際には必ずインターネット取引についても触れるようにしています。

（委員）

学習機会の拡充については項目評価すべてがAとなっていますが、消費生活相談窓口の機能強化については項目評価においてA、Bとも2個ずつとなっています。

Bとなっている施策についても目標は達成していることを考えると、評価が厳しいと思います。

（議長）

それでは報告事項1については以上とします。

報告事項（2）第2次千葉市消費生活基本計画に基づく平成25年度実施予定について

（議長）

続きまして、報告事項2「第2次千葉市消費生活基本計画に基づく平成25年度実施予定」について事務局より説明をお願いします。

（事務局）

<資料3及び参考3、参考4①、参考4②及び参考5に従い25年度の実施予定について説明。>

（委員）

千葉市多重債務者支援庁内連絡会議における多重債務者支援策の推進について、各区で出張相談を実施するにあたり、決められている内容はありますか。

（事務局）

昨年度は強化月間に、特別相談が必要な市民の掘り起こしのため、各区窓口との連絡に着目し、庁内連絡会議の開催や関係課職員を対象とした研修会を試行的に実施しました。

多重債務者の相談については、電話相談も多いため、相談者の掘り起こしが難しい面もありますが、消費生活センターが、市民に身近な区役所など地域に積極的に出ていくことが啓発となり、相談者の掘り起こしにもつながると考えます。

報告事項（３）平成２４年度消費生活相談の概要について

（議長）

報告事項３（平成２４年消費生活相談の概要）について説明をお願いします。

（事務局）

<資料４に基づき、消費生活相談の概要について説明>

<意見等特になし>

その他（１）平成２５年度主要事業（消費生活センター）について

（議長）

その他（平成２５年度主要事業（消費生活センター））について説明をお願いします。

（事務局）

<資料５に基づき、消費生活センターの主要事業について説明。>

<意見等特になし>

（議長）

それでは、皆様のご協力により本日の議事は終了とさせていただきます。

進行を事務局に戻します。

（司会）

これをもちまして、平成２５年度第１回消費生活審議会を終了いたします。

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。